会社概要

自　平成３１年４月　１日

至　令和　２年３月３１日

令和２年９月１日

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ

目次

１　事業概要 3
２　企業理念 3
３　貸借対照表 4
４　損益計算書 5
５　販売費および一般管理費内訳書 6
６　定款 7
７　役員名簿 12
８　人件費等の状況 13

TOSHIMA

１　事業概要

（１）離島交通運営事業（船舶の出入港業務）

東海汽船（株）、神新汽船（株）、伊豆七島海運（株）の代理店業務

（２）船客待合所清掃業務

利島港船客待合所の便所、ロビー等の清掃業務

（３）その他

東海汽船（株）が企画する募集型ツアーに関する島内調整、ガイド等

２　企業理念

利島で生きる----。

島を支える人材育成と、次代を担う事業推進。

利島での生活は船を着けることが絶対の基本である。

物の流れも船、人の流れも船である。

島の玄関口を担う業務を主軸として各々が利島を支える為、次代の為に日々業務に励んでいる。

都会にいても利島にいても１日２４時間は変わりないので、限りある時間を有効活用して社員一人ひとりが働く中で「利島で生きる」ことを実践していく。

３　貸借対照表

令和 2年 3月31日　現在

株式会社TOSHIMA　　（単位：　円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	51,439,527	【流動負債】	24,279,036
現金及び預金	45,123,562	買掛金	202,824
売掛金	6,294,835	未払金	1,505,470
仮払金	21,130	未払費用	2,050,493
【固定資産】	1,817,103	未払法人税等	4,551,200
【有形固定資産】	1,807,103	未払消費税等	3,275,700
建物	2,453	預り金	423,431
建物附属設備	20,762	仮受金	12,269,918
車両運搬具	105,537	負債の部合計	24,279,036
工具器具備品	1,678,351	純資産の部	
【投資その他の資産】	10,000	【株主資本】	28,977,594
出資金	10,000	資本金	10,400,000
		利益剰余金	18,577,594
		利益準備金	99,840
		その他利益剰余金	18,477,754
		繰越利益剰余金	18,477,754
		純資産の部合計	28,977,594
資産の部合計	53,256,630	負債及び純資産合計	53,256,630

TOSHIMA

4　損益計算書

自　平成31年 4月 1日
至　令和 2年 3月31日

株式会社TOSHIMA　　（単位：　円）

科目	金額	
【売上高】		
売上高	69,613,216	
売上高合計		69,613,216
売上総利益金額		69,613,216
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		51,240,824
営業利益金額		18,372,392
【営業外収益】		
受取利息	206	
受取配当金	200	
雑収入	31,287	
営業外収益合計		31,693
経常利益金額		18,404,085
【特別利益】		
固定資産売却益	100,000	
特別利益合計		100,000
【特別損失】		
固定資産除却損	21,512	
特別損失合計		21,512
税引前当期純利益金額		18,482,573
法人税、住民税及び事業税		5,646,700
当期純利益金額		12,835,873

TOSHIMA

５　販売費および一般管理費内訳書

自　平成31年 4月 1日
至　令和 2年 3月31日

株式会社TOSHIMA　　（単位：　円）

科目	金額	
役員報酬	5,700,000	
給料手当	25,794,406	
賞与	2,230,000	
法定福利費	6,145,080	
福利厚生費	869,320	
採用教育費	131,436	
接待交際費	61,643	
旅費交通費	856,206	
通信費	711,081	
消耗品費	817,931	
事務用消耗品費	530,714	
水道光熱費	172,881	
諸会費	15,000	
支払手数料	1,580,744	
車両費	1,756,362	
地代家賃	300,000	
保険料	2,305,250	
租税公課	56,993	
寄付金	130,000	
減価償却費	947,711	
雑費	128,066	
販売費及び一般管理費合計		51,240,824

TOSHIMA

６　定款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡと称する。
（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．椿林の更新
２．あしたば園場整備
３．あしたば生産。出荷・販売
４．さくゆり球根の生産・出荷・販売
５，酒類の販売
６．船舶の出入港、ヘリコプターの離着陸に伴う業務補助
７．海運代理店業・航空運送代理店業
８．観光に関する情報収集。提供サービス業
９．前各号に付帯する一切の業務
（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都利島村に置く。
（公告方法）
第４条　当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、800 株とする。
（株式の譲渡制限）
第６条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
（株券の不発行）
第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。
（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）
第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

２　質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

（手数料）

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第 11 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

（基準日）

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２ 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会の権限）

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

（招集）

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

（招集手続）

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の１週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

２ 前項の招集通知は書面ですることを要しない。

３ 第１項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（招集権者及び議長）

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定

し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

（決議の方法）

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略等）

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

２　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 19 条 株主が代理人をもつて議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

２　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第４章　取締役

（取締役の員数）

第 21 条 当会社の取締役は、１名以上５名以内とする。

（取締役の選任及び解任）

第 22 条 取締役を選任し又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 23 条　取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

３　増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び社長）

第 24 条　取締役が２名以上ある場合は、そのうち１名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

２　代表取締役は、社長とし、会社の業務を専ら執行する。

３　取締役が１名の場合は、当該取締役を社長とする。

（業務執行の決定）

第 25 条　当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

（１）本店移転

（２）支配人の選任及び解任

（３）支店の設置、移転及び廃止

（取締役の報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第５章　計算

（事業年度）

第 27 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの年一期とする。

（剰余金の配当）

第 28 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

２　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（配当の除斥期間等）

第 29 条　配当がその支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会

社はその支払義務を免れる。

２ 配当には利息を付けない。

（定款に定めのない事項）

第 30 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

7　役員名簿

役職名	氏名	就任年月日	その他の職等	備考
取締役社長	清水 雄太	平成 30 年 5 月 21 日		

８　人件費等の状況

（１）人件費の状況

年度	人件費	売上高	人件費率
平成 31 年度	39,869 千円	88,017 千円	45.3%
平成 30 年度	43,219 千円	67,142 千円	64.4%

（２）職員給与費の状況

区分		費用	比率
職員数　８人		-	-
総　額		27,425 千円	-
	給与	25,295 千円	92.2%
	賞与	2,130 千円	7.8%
	その他の手当	-	-

（３）役員報酬の支給状況

役員数	平均報酬支給金額	平均年齢
1	570 万円	34 歳